

車両乗入れ部切下げ工事承認基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、「道路管理者以外の者の行う道路の工事等に関する規則」に基づき、川崎市が管理する道路の車両の乗入れ部の設置のための切下げ工事承認について、歩行者の安全確保と道路の構造の保全のため必要な事項を定める。

(承認の対象工事等)

第2条 承認の対象工事については、本市が管理する道路において乗入れ部等の設置のため歩道や道路の側溝などを切下げる工事とする。

- 2 歩道の切下げ工事を承認する場合は、常時車両が路外施設（ガソリンスタンド・駐車場・工場・倉庫・車庫等）に出入するため歩道を横断しなければならない場所であること。
- 3 歩道の乗入れ部は、原則として申請者毎1箇所とする。ただし、ガソリンスタンド及び路外駐車場等で出入が頻繁で道路管理者がその必要を認めた場合は、2箇所とすることができる。この場合申請者の同一間口内で5m以上の間隔を置くことができる場合に限る。
- 4 乗入れ部は、交差点・横断歩道・バス停・踏切等の側端から5m以内の場所には設置は認めないものとする。ただし、道路管理者が止むを得ないと認めた場合は短縮することができる。

(形状及び構造)

第3条 区役所道路公園センター所長は、別表に定める乗入れ部の形状及び構造を基本とし、次の事項を考慮して、承認の対象工事を行う必要性、設計及び実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無等を総合的に判断して必要な事項を申請者に指示するものとする。

- (1) 乗入れする車両の種類及び台数
- (2) 申請者用地の土地利用
- (3) 申請者用地の広さ及び操車状況
- (4) 道路の交通及び道路附属物や占用物件等の状況
- (5) 対象工事について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、川崎市福祉のまちづくり条例、川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例等で適合させること又は適合させるよう努めるべきこととされている構造基準及び歩道の一般的構造に関する基準
- (6) 土木工事施工管理基準等本市が道路に関する工事を施工するに際して適合させること又は適合させるよう努めるべきこととしているその他の基準
- (7) その他

(道路附属物等の移設等)

第4条 乗入れ部設置のため道路附属物（街路樹・街路灯等）又は占用物件の移設又は撤去等を必要とする場合は、申請者において当該物件管理者又は占有者と協議するものとする。

(費用の負担)

第5条 申請者は、乗入れ部に必要な工事費・移設費その他一切の費用を負担するものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、昭和60年9月1日から施行する。

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 歩道の乗入れ部の舗装について

A種
アスファルト

アスファルトコンクリート舗装

（単位：cm）

		A — 1	A — 2	A — 3
切下幅員		W=4.0m以下	W=8.0m以下	W=12.0m以下
対象とする車両		乗用車、小型貨物	普通貨物、大型貨物	大型特殊自動車等
表層	再生密粒度 アスファルト混合物	5	5（半たわみ）※	5（半たわみ）※
中間層	再生粗粒度 アスファルト混合物	—	—	5
基層	再生粗粒度 アスファルト混合物	—	5	5
上層路盤	RM-40	—	15	15
下層路盤	RC-40	15	15	25

※耐久性や景観等を考慮して、表層は半たわみ舗装とすることができる。

B種
コンクリート

セメントコンクリート舗装

（単位：cm）

		C — 1	C — 2	C — 3
切下幅員		W=4.0m以下	W=8.0m以下	W=12.0m以下
対象とする車両		乗用車、小型貨物	普通貨物、大型貨物	大型特殊自動車等
表層	コンクリート版	15	20	25
下層路盤	RC-40	15	20	20

区分の目安

A — 1 C — 1	個人住宅 （2t車程度まで）
A — 2 C — 2	共同住宅 商業施設 コンビニ 宅配配送所 住宅配 パーキング など
A — 3 C — 3	大規模商業施設 ガソリンスタンド 重車両車庫 再生コン、Asコン工場 建材、重機械工業 工業団地など

※区分・切下幅員等は、目安であるため、
現地状況を踏まえ、適切に決定すること。

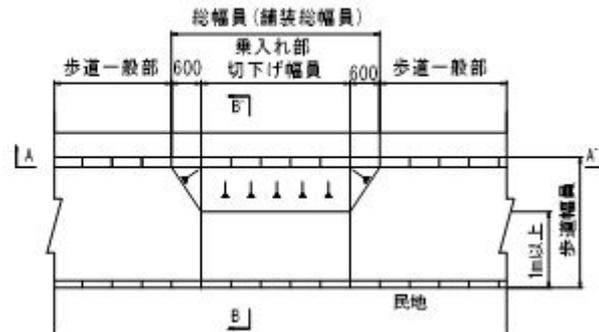
※川崎市土木工事標準構造図集 歩道舗装切下部（A種・B種）（番号509）を引用。

※トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。

2 歩道の乗入れ部の切下げ図について

(1) 歩道内においてすりつけを行う構造

平面図



断面図 (A-A')

(a) 歩道の段差が15cm以下の場合

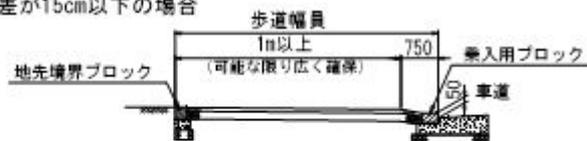


(b) 歩道の段差が15cmを超える場合

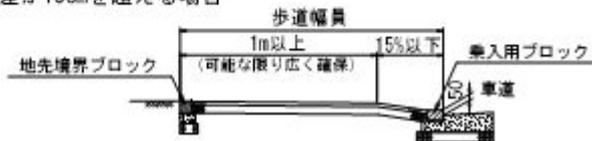


断面図 (B-B')

(a) 歩道の段差が15cm以下の場合



(b) 歩道の段差が15cmを超える場合



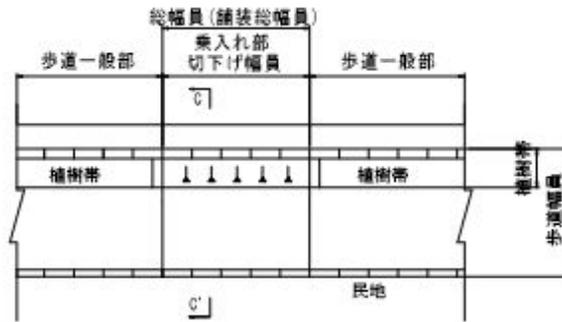
<注意事項>

- (1) 横断勾配は、1%以下(ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合には2%以下)とする。
- (2) 縦断勾配は、5%以下(ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下)とする。

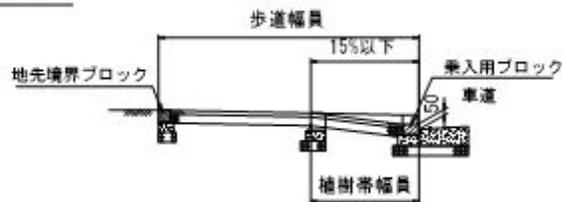
※川崎市土木工事標準構造図集 歩道切下げ図乗入れ部 (広幅員) (番号606) を引用。

(2) 植樹帯等の幅員を活用してすりつけを行う構造

平面図



断面図(C-C')



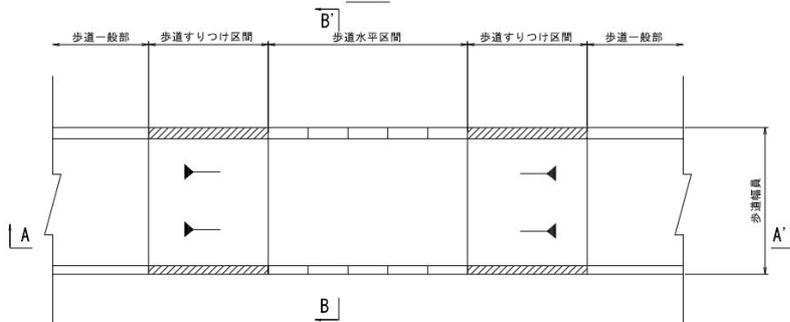
<注意事項>

- (1) 横断勾配は、1%以下(ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合には2%以下)とする。
- (2) 縦断勾配は、5%以下(ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下)とする。

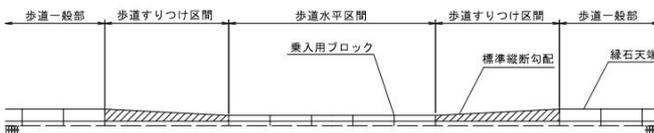
※川崎市土木工事標準構造図集 歩道切下げ図乗入れ部(広幅員)(番号606)を引用。

(3) 全面切下げを行う構造

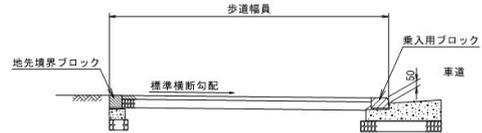
平面図



断面図(A-A')



断面図(B-B')



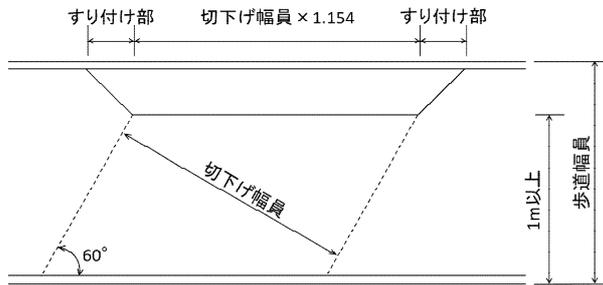
<注意事項>

- (1) 横断勾配は、1%以下(ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合には2%以下)とする。
- (2) 縦断勾配は、5%以下(ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下)とする。

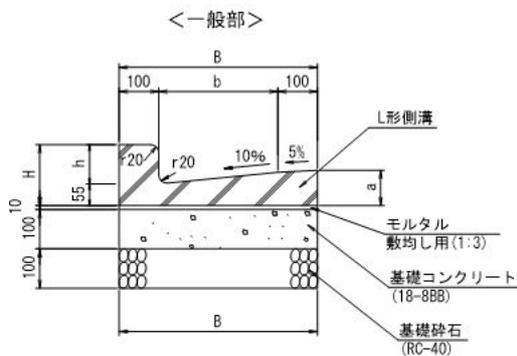
※川崎市土木工事標準構造図集 歩道切下げ図乗入れ部(狭幅員)(番号606-2)を引用。

(4) 斜乗入れを行う構造

平面図



3 切下げ部のL型側溝構造図について



寸法表

形状・寸法	寸法 (mm)					
	b	B	a	h	H	L
B450	250	450	85	100	155	600
B450-斜切 (10-5cm)	250	450	85	100-50	155-105	600
B450-平 (5cm段差)	250	450	85	50	105	600
B450-斜切 (10-2cm)	250	450	85	100-20	155-75	600
B450-斜切 (5-2cm)	250	450	85	50-20	105-75	600
B450-平 (2cm段差)	250	450	85	20	75	600
B500	300	500	90	100	155	600
B500-斜切 (10-5cm)	300	500	90	100-50	155-105	600
B500-平 (5cm段差)	300	500	90	50	105	600
B500-斜切 (10-2cm)	300	500	90	100-20	155-75	600
B500-斜切 (5-2cm)	300	500	90	50-20	105-75	600
B500-平 (2cm段差)	300	500	90	20	75	600

材料表

(10m当り)

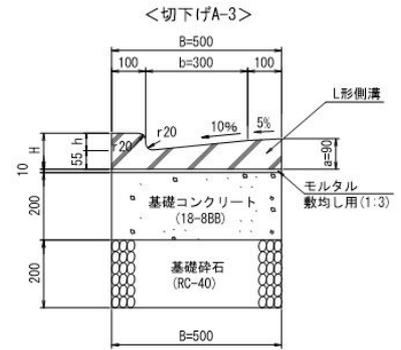
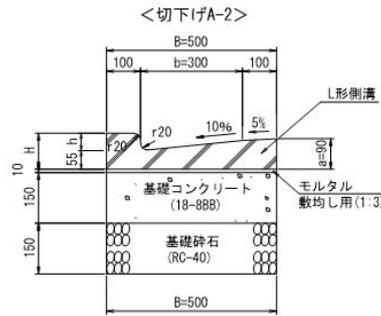
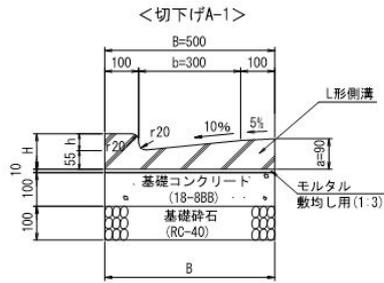
形状・寸法	材料		基礎砕石 RC-40 t=100 (m2)	型枠 (m2)	基礎コンクリート 18-8BB (m3)	モルタル 敷均し用1:3 (m3)	参考質量 (kg/個)
	JIS A 5372						
	規格	個					
B450	250B	16.5	4.5	1.0	0.45	0.05	56
B450-斜切 (10-5cm)	250B ※	16.5	4.5	1.0	0.45	0.05	53
B450-平 (5cm段差)	250BE ※	16.5	4.5	1.0	0.45	0.05	51
B450-斜切 (10-2cm)	250B ※	16.5	4.5	1.0	0.45	0.05	52
B450-斜切 (5-2cm)	250B ※	16.5	4.5	1.0	0.45	0.05	47
B450-平 (2cm段差)	250BE ※	16.5	4.5	1.0	0.45	0.05	47
B500	300	16.5	5.0	1.0	0.50	0.05	62
B500-斜切 (10-5cm)	300 ※	16.5	5.0	1.0	0.50	0.05	59
B500-平 (5cm段差)	300E ※	16.5	5.0	1.0	0.50	0.05	58
B500-斜切 (10-2cm)	300 ※	16.5	5.0	1.0	0.50	0.05	58
B500-斜切 (5-2cm)	300 ※	16.5	5.0	1.0	0.50	0.05	56
B500-平 (2cm段差)	300E ※	16.5	5.0	1.0	0.50	0.05	53

※印はJIS規格外品。

<注意事項>

(1) 参考質量については、目安とする。

※川崎市土木工事標準構造図集 L型側溝 (番号118) を引用。



寸法表

形状・寸法	寸法 (mm)					
	b	B	a	h	H	L
B500	300	500	90	100	155	600
B500-斜切 (10-5cm)	300	500	90	100-50	155-105	600
B500-平 (5cm段差)	300	500	90	50	105	600

区分の目安

切下げ A-1	個人住宅 (2t車程度まで)
切下げ A-2	共同住宅、商業施設、配送所、駐車場、公園など
切下げ A-3	大規模商業施設、工場、コンクリート工場、重機工場など

※区分・切下げの幅員等は、目安であるため、現地状況を確認し、適切に決定すること

材料表<切下げA-1>

(10m当り)

形状・寸法	L型側溝		基礎砕石	型枠	基礎コンクリート	モルタル	参考質量 (kg/個)
	規格	(個)	(m ²)	(m ²)	(m ³)	(m ³)	
B500	300	16.5	5.0	1.0	0.5	0.05	62
B500-斜切 (10-5cm)	300 ※	16.5	5.0	1.0	0.5	0.05	59
B500-平 (5cm段差)	300E ※	16.5	5.0	1.0	0.5	0.05	58

材料表<切下げA-2>

(10m当り)

形状・寸法	L型側溝		基礎砕石	型枠	基礎コンクリート	モルタル	参考質量 (kg/個)
	規格	(個)	(m ²)	(m ²)	(m ³)	(m ³)	
B500	300	16.5	5.0	1.5	0.75	0.05	62
B500-斜切 (10-5cm)	300 ※	16.5	5.0	1.5	0.75	0.05	59
B500-平 (5cm段差)	300E ※	16.5	5.0	1.5	0.75	0.05	58

材料表<切下げA-3>

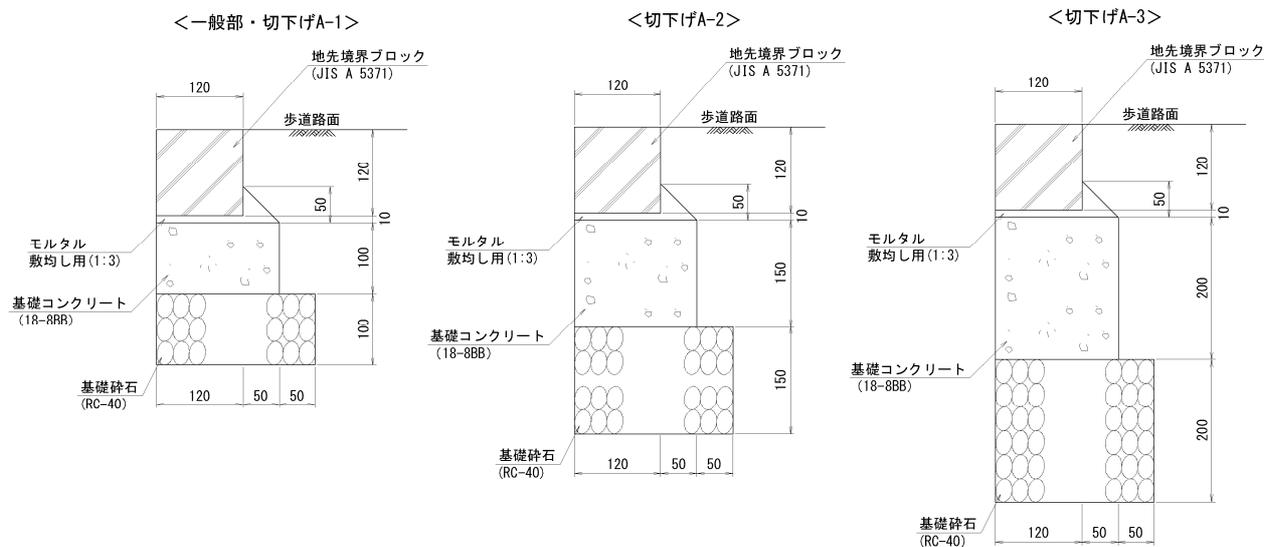
(10m当り)

形状・寸法	L型側溝		基礎砕石	型枠	基礎コンクリート	モルタル	参考質量 (kg/個)
	規格	(個)	(m ²)	(m ²)	(m ³)	(m ³)	
B500	300	16.5	5.0	2.0	1.0	0.05	62
B500-斜切 (10-5cm)	300 ※	16.5	5.0	2.0	1.0	0.05	59
B500-平 (5cm段差)	300E ※	16.5	5.0	2.0	1.0	0.05	58

※印はJIS規格外品。 <注意事項> 参考質量については、目安とする。

※川崎市土木工事標準構造図集 L型側溝 (切下げ部) (番号118-2) を引用。

4 切下げ部の地先境界ブロック構造図について



※車両乗入れ部の基礎構造は、歩道切下げ部に準拠し補強すること。

材料表

(100m当り)

形状・寸法	材料 切下げ	地先境界ブロック	基礎砕石		型枠	基礎コンクリート	モルタル	参考質量 (kg/個)
		JIS A 5371	RC-40			18-8BB	敷均し用1:3	
		(個)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ³)	(m ³)	
120×120×600	一般部、A-1	165.0	t=100	22.0	20.0	1.7	0.25	19
	A-2	165.0	t=150	22.0	30.0	2.6	0.25	
	A-3	165.0	t=200	22.0	40.0	3.4	0.25	

<注意事項>

(1)参考質量については、目安とすること。

区分の目安

切下げ A-1	個人住宅 (2t車程度まで)
切下げ A-2	共同住宅 商業施設 コンビニ 宅配配送所 パーキング など
切下げ A-3	大規模商業施設 ガソリンスタンド 重工業 重工業 生コン、重機械工場 建機工業 工業団地 など

※区分・切下げの幅員等は、目安であるため
現地状況を確認し、適切に決定すること

※川崎市土木工事標準構造図集 地先境界ブロック（番号702）を引用。

5 その他

- (1) 前各項に規定する乗入れ部の形状及び構造のうち川崎市土木整備工事標準構造図集を引用している部分について、常に最新の川崎市土木整備工事標準構造図集を参照し、数値等の変更の有無を確認すること。
- (2) これらの構造図によりがたい場合については、その都度定めるものとする。